

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第129期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	日本冶金工業株式会社
【英訳名】	Nippon Yakin Kogyo Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉森 一太
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目5番8号
【電話番号】	(03)3272-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 久保田 尚志
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目5番8号
【電話番号】	(03)3273-3613(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 久保田 尚志
【縦覧に供する場所】	日本冶金工業株式会社大阪支店 (大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号) 日本冶金工業株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目3番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第128期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第129期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第128期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	18,599	33,639	97,343
経常損失( ) (百万円)	2,672	557	6,635
四半期(当期)純損失( ) (百万円)	1,601	805	12,585
純資産額(百万円)	54,747	42,756	44,005
総資産額(百万円)	142,337	149,064	142,934
1株当たり純資産額(円)	438.18	341.44	351.03
1株当たり四半期(当期)純損失金額( ) (円)	12.94	6.51	101.72
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	38.1	28.3	30.4
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	420	3,693	999
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	762	976	2,736
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,315	3,967	2,796
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	6,179	6,190	6,870
従業員数(人)	2,301	2,269	2,193

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社100%出資子会社であった株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山、ナスビジネスサービス株式会社の3社は、平成22年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により解散いたしました。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、次の連結子会社が解散しております。なお、記載内容は前連結会計年度末現在のものです。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社YAKIN 川崎 (注)	神奈川県 川崎市 川崎区	1,600	ステンレス鋼特殊 鋼、ニッケル等の 非鉄金属及びその 合金の製造加工並 びに販売	100.00	左記製品を当社へ販売 しております。 当社役員7名が当該子 会社の役員を兼任して おります。 当社へ建物を賃貸して おります。
株式会社YAKIN 大江山	京都府 宮津市	300	鉄及びフェロニッ ケルの製錬並びに 販売	100.00	ステンレス鋼の原料で ある左記製品を(株)Y AKIN川崎へ販売して おります。 当社役員4名が当該子 会社の役員を兼任して おります。
ナスビジネスサー ビス株式会社	東京都 中央区	10	コンピューター情 報システムの開発 と運用及び手形買 取・債権買取業務	100.00	当社役員2名、従業員 2名が当該子会社の役員 を兼任しております。 当社より情報システム の開発・運用を受託して おります。 当社より手形の買取を 行っております。 当社より建物及び設備 を賃借しております。

(注) 株式会社YAKIN川崎は特定子会社であります。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	2,269
---------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	1,148
---------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

3. 従業員数が当第1四半期会計期間において943名増加しておりますが、平成22年4月1日付で株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山、ナスビジネスサービス株式会社の3社を吸収合併したことによるものであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと以下のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
ステンレス鋼板及びその加工品事業	29,724	32.4

- (注) 1. 金額は製品製造原価によっております。  
 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと以下のとおりであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	金額(百万円)	前年同四半期比(%)	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
ステンレス鋼板及びその加工品事業	32,569	56.6	12,151	18.1

- (注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと以下のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
ステンレス鋼板及びその加工品事業	33,639	80.9

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 主要な販売先はいずれも総販売実績に対する販売実績の割合が10%未満のため、記載を省略しております。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるステンレス特殊鋼業界は、中国を中心とする新興国経済の発展を原動力にして緩やかながら回復基調で推移する立ち上がりとなりました。しかしながら、その後ユーロ圏経済において金融不安が再燃し、国内外の株価や為替相場にも影響を及ぼすなど、ステンレス特殊鋼需要の回復の流れにも影を落とす展開となりました。

一方主原料であるニッケル相場は、昨年度末以降、新興国経済の好調を背景に堅調に推移し、4月には12\$/ポンド台にまで上昇する動きとなりましたが、上述した世界経済や金融の変調を機に一転して反落する流れとなり、8\$/ポンド前後を窺う展開となりました。

このような経営環境の中で、当社グループとしては、原料価格に見合う販売価格の形成を最優先課題として一貫して注力するとともに、海外需要を中心に確実に受注拡大を図り、販売数量の増加を目指してまいりました。これにより当期の販売数量は、前年同期（平成22年3月期第1四半期）比で71%、また前期（平成22年3月期第4四半期）比23%の増加を達成するなど顕著な回復を実現しました。また、最優先課題として取り組んだ価格改定にも一定の成果を上げることができました。

この結果、平成23年3月期第1四半期の当社連結経営成績は、売上高は33,639百万円と前年同期比80.9%増の大幅増収を達成しましたが、収益面では、営業利益が278百万円（損失）（前年同期比1,927百万円増）、経常利益が557百万円（損失）（前年同期比2,116百万円増）といずれも大幅な改善を実現するものの、利益確保には今一步の実績となりました。

また、当第1四半期の四半期純利益につきましては、特別損失として投資有価証券評価損（12百万円）や遊休地に係る固定資産減損損失（18百万円）を計上し、これらを含め805百万円（損失）（前年同期比797百万円増）となりました。

### (2)キャッシュ・フローの状況

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主として売掛債権の増加により3,693百万円の支出（前年同期比4,113百万円の支出の増加）となりました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資による支出を中心に976百万円の支出（前年同期比214百万円の支出の増加）となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の増加等により3,967百万円の収入（前年同期比5,282百万円の収入の増加）となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物残高は、換算差額を含めて6,190百万円となり、前年同四半期比11百万円増加いたしました。

### (3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 〔株式会社の支配に関する基本方針〕

##### ・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連します。最終的には、個々の株主の皆様による自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって

まして、上記のような大規模な買付行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 の経営理念及び企業ビジョン、並びに下記 の当社の企業価値の源泉についての考え方にに基づき、下記 の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記 記載のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 ．の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資するものであると考えております。

##### 経営理念及び企業ビジョン

当社は、

- ．社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること、
- ．自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること、
- 及び
- ．当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること

を経営理念に掲げ、また、

『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

##### 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、（ア）ステンレス鋼や高ニッケル合金等の専門メーカーとして長年蓄積してきた多品種小ロット生産に適した高度な製造技術・生産設備、及びそれらの基盤となる従業員各々の技術・ノウハウ等、（イ）フェロニッケルから高級ステンレス鋼・高ニッケル合金までの一貫生産を行う当社独自のビジネスモデル、並びに、（ウ）製品の販売先や原料調達先等、国内外の取引先等と長期にわたり築いてきた強固な信頼関係、株主の皆様や金融機関、地域社会、従業員等のその他の利害関係者との強固な信頼関係等にあるものと考えております。したがって、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

##### 中期経営計画に基づく取組み等

当社は、上記 の経営理念及び企業ビジョン、並びに上記 の当社の企業価値の源泉についての考え方にに基づき、平成20年4月に、平成22年度（2010年度）を最終年度とする『中期経営計画2010（“Global Top Company”への挑戦）』（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

当社は、本中期経営計画の基本方針として、高機能材路線をさらに推進するために「“Global Top Company”への挑戦～世界トップクラスの高機能材メーカーを目指す」というコンセプトを掲げ、高機能材のコスト競争力・品質・納期等において有利性を発揮して、高機能材フラット製品（高ニッケル合金）でのトップシェア獲得を目指しております（高機能材売上高比率50%以上（単体ベース）を目標とします。）。また、当社は、本中期経営計画を、高機能材路線の推進を柱とする「安定収益基盤の強化」（ROA（純資産事業利益率）10%以上（連結ベース）を目標とします。）と、「財務体質の更なる改善」（自己資本比率40%以上（連結ベース）を目標とします。）をより一層推進する計画と位置付け、それらを通じて企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社は、本中期経営計画の達成に向けた具体的施策として、以下の取組みを推進しております。

##### （ア）高機能材の販売力強化

- ．販売面の施策として、エネルギー・環境分野を中心に拡販分野毎のマーケティング力の強化、海外顧客・流通へのアプローチ強化等
- ．生産面の施策として、新設精錬設備の効果を最大限生かしたりリードタイムの短縮、競争力強化を目的としたコストダウンの徹底等

##### （イ）設備投資

- ．高機能材の競争力強化等を目的とした投資を中心に、環境開発投資・システム関連投資・基盤整備投資等、本中期経営計画のコンセプトに資する設備投資を計画

##### （ウ）高機能材の生産に適したシステム再構築

- ．多品種小ロット生産に対応した業務プロセス、新システムの構築

##### （エ）昨今の資源環境を踏まえた原料調達への取組み

- ．主要原料の安定確保、調達多様化（調達「ルート」と調達「品種」の多様化）等

当社は、これらの取組みを推進することにより、本中期経営計画の達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでおります。

また、これらの本中期経営計画に基づく取組みに加えて、当社は、グループ全体の継続的な企業価値向上に向けて、経営の効率性・公正性を向上させるため、コーポレートガバナンスを充実させることも、経営上の最重要課題の一つと考えています。具体的には、適時且つ適切な経営情報の開示及びコンプライアンスの徹底等に取り組んでおります。

#### ・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、平成21年5月8日開催の当社取締役会において、平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決定し、また、本対応方針の導入については上記定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただいております。なお、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

本対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ（[http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection\\_090508.pdf](http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_090508.pdf)）をご参照下さい。

#### 大規模買付ルールの設定

##### （ア）対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の（ ）もしくは（ ）に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

（ ）当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付け

（ ）当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

##### （イ）大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

##### （ウ）大規模買付情報の提供

上記（イ）の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注8）（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。なお、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付情報リストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間を開始するものとします。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供する理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時且つ適切に、その全部または一部を株主の皆様に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を株主の皆様に開示いたします。また、当社は、情報提供要請期間が満了した場合には、速やかに、その旨を大規模買付者に対して通知するとともに、その旨を株主の皆様に開示いたします。

#### （エ）取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

具体的な期間の設定は、大規模買付行為の目的、買付対価の種類、買付方法等、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案の難易度に応じて設定し、当社取締役会は取締役会評価期間が満了する日を適時且つ適切に株主の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で最長90日間（当初設定した期間を含みます。）まで取締役会評価期間を延長できるものとし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、当該決定された具体的な期間及び当該延長が必要とされる理由を、適時且つ適切に株主の皆様に開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

- （注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。
- （注2）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
- （注3）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- （注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下（ ）において同じです。
- （注5）金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- （注6）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- （注7）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。
- （注8）営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

#### 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは



向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものいたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

なお、本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、新株予約権の発行登録を行っております。

本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(ア) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

( ) 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

( ) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

( ) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針の導入については、平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただいております。

(ウ) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社第129期定時株主総会の終結時までといたします。  
なお、かかる有効期間の満了前であっても、( ) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、( ) 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、( ) 平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

株主・投資家の皆様に与える影響

(ア) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(イ) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様の、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ウ) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。) 必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

・上記 . の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を向上させるための取組みとして、上記 . の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 . の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

・上記 . の取組みについての取締役会の判断

上記 . の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記 . の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 . の

取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記 . の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項（注））、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 . の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（注）サンセット条項とは、一般に、株主の総体的な意思を定期的に確認する機会を確保するための措置として、買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

#### （４）研究開発活動

当第 1 四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、154百万円であります。

なお、当第 1 四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

なお、平成22年4月1日付で当社は連結子会社であった株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山を吸収合併したため、前連結会計年度末の有価証券報告書において「第3 設備の状況 2. 主要な設備の状況 (2) 国内子会社」で記載しておりました株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山の設備(建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他)は、当社の設備となりました。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	558,000,000
計	558,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	123,973,338	同左	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 500株
計	123,973,338	同左	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高(千 株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	123,973	-	22,251	-	7,492

#### (6)【大株主の状況】

平成22年6月30日現在、以下の変更報告書が提出されておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株数の確認ができておりません。

なお、その変更報告書の内容は次の通りであります。

住友信託銀行株式会社との連名により、平成22年6月16日付けで近畿財務局に提出

(株券等保有割合9.64%)

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 269,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 123,396,500	246,793	-
単元未満株式	普通株式 307,838	-	-
発行済株式総数	123,973,338	-	-
総株主の議決権	-	246,793	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が、5,000株含まれております。なお、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
当社	東京都中央区京橋一丁目5番8号	269,000	-	269,000	0.22
計	-	269,000	-	269,000	0.22

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	376	356	343
最低(円)	347	286	278

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、八重洲監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,631	7,330
受取手形及び売掛金	21,392 <sup>2</sup>	19,993 <sup>2</sup>
商品及び製品	8,112	6,592
仕掛品	13,852	12,226
原材料及び貯蔵品	10,649	7,118
その他	2,872	2,841
貸倒引当金	573	565
流動資産合計	62,934	55,535
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	15,213 <sup>1</sup>	15,443 <sup>1</sup>
機械装置及び運搬具(純額)	20,258 <sup>1</sup>	20,836 <sup>1</sup>
土地	40,187	40,198
その他(純額)	1,729 <sup>1</sup>	1,646 <sup>1</sup>
有形固定資産合計	77,386	78,123
無形固定資産	1,667	1,738
投資その他の資産		
投資有価証券	5,037	5,460
その他	2,113	2,148
貸倒引当金	73	69
投資その他の資産合計	7,077	7,539
固定資産合計	86,130	87,399
資産合計	149,064	142,934



(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,762	17,606
短期借入金	30,072	25,668
1年内返済予定の長期借入金	6,396	6,373
未払法人税等	169	468
賞与引当金	405	849
その他	3,462	3,538
流動負債合計	62,265	54,502
固定負債		
長期借入金	27,553	27,821
退職給付引当金	9,346	9,296
環境対策引当金	192	439
資産除去債務	249	-
その他	6,702	6,871
固定負債合計	44,043	44,427
負債合計	106,308	98,929
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,251	22,251
資本剰余金	7,492	7,492
利益剰余金	10,083	10,888
自己株式	131	130
株主資本合計	39,695	40,500
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	511	889
繰延ヘッジ損益	14	-
土地再評価差額金	2,059	2,059
為替換算調整勘定	13	25
評価・換算差額等合計	2,542	2,923
少数株主持分	519	581
純資産合計	42,756	44,005
負債純資産合計	149,064	142,934

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	18,599	33,639
売上原価	18,050	31,122
売上総利益	549	2,518
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 2,754	<sup>1</sup> 2,796
営業損失( )	2,206	278
営業外収益		
受取利息	3	4
受取配当金	61	65
為替差益	-	8
その他	78	30
営業外収益合計	142	107
営業外費用		
支払利息	305	311
為替差損	247	-
その他	56	75
営業外費用合計	609	386
経常損失( )	2,672	557
特別利益		
固定資産売却益	3	-
環境対策引当金戻入額	-	7
貸倒引当金戻入額	144	-
その他	-	0
特別利益合計	147	7
特別損失		
固定資産除却損	92	-
固定資産売却損	0	-
投資有価証券評価損	-	12
減損損失	211	18
関係会社整理損	65	-
その他	12	5
特別損失合計	381	35
税金等調整前四半期純損失( )	2,906	584
法人税等	<sup>2</sup> 1,277	<sup>2</sup> 191
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	775
少数株主利益又は少数株主損失( )	28	30
四半期純損失( )	1,601	805

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	2,906	584
減価償却費	1,417	1,426
貸倒引当金の増減額( は減少)	1	12
賞与引当金の増減額( は減少)	497	445
退職給付引当金の増減額( は減少)	18	50
受取利息及び受取配当金	64	69
支払利息	305	311
売上債権の増減額( は増加)	4,062	1,400
たな卸資産の増減額( は増加)	586	6,677
仕入債務の増減額( は減少)	3,415	4,156
その他	958	50
小計	464	3,270
利息及び配当金の受取額	65	69
利息の支払額	94	124
法人税等の支払額	14	368
営業活動によるキャッシュ・フロー	420	3,693
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形及び無形固定資産の取得による支出	913	884
その他	151	92
投資活動によるキャッシュ・フロー	762	976
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	1,039	4,376
長期借入れによる収入	400	-
長期借入金の返済による支出	280	245
配当金の支払額	371	-
少数株主への配当金の支払額	1	11
その他	24	153
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,315	3,967
現金及び現金同等物に係る換算差額	32	22
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,625	680
現金及び現金同等物の期首残高	7,803	6,870
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,179	6,190

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度において、連結子会社であった株式会社YAKI N川崎、株式会社YAKI N大江山、ナスビジネスサービス株式会社は、平成22年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により解散したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 9社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に対する影響は軽微であります。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は249百万円であります。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

## 【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失( )」の科目で表示しております。</p>

## 【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)			前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
1 有形固定資産の減価償却累計額は、155,687百万円です。			1 有形固定資産の減価償却累計額は、154,305百万円です。		
2 受取手形割引高は、825百万円です。			2 受取手形割引高は、1,651百万円です。		
受取手形裏書譲渡高は、455百万円です。			受取手形裏書譲渡高は、372百万円です。		
3 偶発債務			3 偶発債務		
内容	被保証者	金額	内容	被保証者	金額
銀行支払保証	従業員	101百万円	銀行支払保証	従業員	108百万円
	計	101 "		計	108 "

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。		1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
運送費及び保管料	418百万円	運送費及び保管料	596百万円
給料賞与等	653 "	給料賞与等	744 "
賞与引当金繰入額	144 "	賞与引当金繰入額	64 "
退職給付費用	67 "	退職給付費用	62 "
2 法人税等の表示方法		2 法人税等の表示方法	
「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。		「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	6,223百万円	現金及び預金勘定	6,631百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	55 "	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	451 "
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	10 "	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	10 "
現金及び現金同等物	6,179 "	現金及び現金同等物	6,190 "

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数  
 普通株式 123,973千株
2. 自己株式の種類及び株式数  
 普通株式 271千株
3. 新株予約権等に関する事項  
 該当事項はありません。
4. 配当に関する事項  
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

ステンレス鋼板及びその加工品セグメント単一ですので、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	東南アジア	欧州	大洋州	北米	中近東	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	3,031	268	41	77	3	278	3,698
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	-	-	18,599
海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	16.3	1.4	0.2	0.4	0.0	1.5	19.9

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法

地理的近接度による

(2) 各区分に属する主な国又は地域

東南アジア：中国、韓国、タイ、シンガポール、台湾等

欧州：ドイツ、イギリス、イタリア等

大洋州：オーストラリア、ニュージーランド等

北米：米国、カナダ等

中近東：サウジアラビア、UAE、クウェート、カタール等

その他の地域：エジプト、コロンビア等

【セグメント情報】

当社グループは、ステンレス鋼板及びその加工品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループの行っているデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

(共通支配下の取引等)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称

株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山、ナスビジネスサービス株式会社

結合企業の名称

日本冶金工業株式会社

事業の内容

株式会社YAKIN川崎

ステンレス鋼特殊鋼、ニッケル等の非鉄金属及びその合金の製造加工並びに販売

株式会社YAKIN大江山

鉄及びフェロニッケルの製錬並びに販売

ナスビジネスサービス株式会社

コンピューター情報システムの開発と運用及び手形買取・債権買取業務

(2) 企業結合日

平成22年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で行ない、被合併会社3社は解散いたしました。

なお、当社は被合併会社3社それぞれの全株式を所有していたため合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株式の発行及び資本金の増加はなく、合併交付金の支払もおこなわれません。

(4) 結合後企業の名称

日本冶金工業株式会社(当社)

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、平成15年に株式会社YAKIN川崎と株式会社YAKIN大江山を分社化し、両社への徹底した権限委譲による経営の効率化を図るとともに、株式会社YAKIN川崎においては、高機能材拡販を目指した技術営業の展開や開発と製造の一体化の実現を目指してまいりました。また、株式会社YAKIN大江山においても、安価原料製造拠点としてコスト削減を中心とする効率経営に注力してまいりました。

今般、未曾有の経済・経営環境の激変に直面し、原料から製品までを一貫生産する当社グループの特色を最大限に発揮する体制の再整備と経営の更なる効率化が喫緊の経営課題となってきていること、また、内部統制制度の拡充や低価格法の適用等、法律や会計制度の変更に対応した適切なガバナンスの構築が求められていることから、一体運営が必要との認識のもと上記のとおり合併いたしました。

また、ナスビジネスサービス株式会社は当社グループの情報システムの開発保守を主として担当する会社であります。様々な業務改革とシステム開発の迅速な実施を目的に合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。



## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 341.44 円	1株当たり純資産額 351.03 円

## 2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 12.94 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 6.51 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純損失( ) (百万円)	1,601	805
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失( ) (百万円)	1,601	805
期中平均株式数(千株)	123,730	123,703

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月11日

日本冶金工業株式会社  
取締役会 御中

### 八重洲監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 本間 英雄 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勉 印

業務執行社員 公認会計士 三井 智宇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本冶金工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月10日

日本冶金工業株式会社  
取締役会 御中

### 八重洲監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 本間 英雄 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勉 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 三井 智宇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本冶金工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。